

社援協発0601第1号
平成30年6月1日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
（公印省略）

消費生活協同組合法施行規則の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第69号）が公布されたところであるが、その内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）に対し、周知願いたい。

記

第一 改正の趣旨及び内容

銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）により、協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）の条番号に変更が生じるため、同法を引用する消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号）第35条第2号につき、所要の改正を行うもの。

第二 公布日等

（1） 公布日

平成30年5月30日

（2） 施行期日

平成30年6月1日